

第46回理容師国家試験 受験案内

この受験案内には、試験について重要なことが書かれていますので、よく読んで間違いのないようにしてください。

※ 新型コロナウイルス感染症の流行状況により、試験の日時や会場の変更等がありますので、理容師美容師試験研修センターのホームページ (<https://www.rbc.or.jp>) で最新の情報を確認してください。

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

受験願書提出期限
令和4年5月30日(月曜日)
(当日消印有効)

目 次

第 1 章	試験の概要	1
第 1	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための留意事項	1
第 2	実技試験	1
第 3	筆記試験	2
第 4	試験の一部免除	2
第 5	合格発表	2
第 2 章	受験の手続き等	3
第 1	受験資格	3
第 2	受験の申込方法	3
第 3 章	試験の条件	8
第 1	実技試験	8
第 2	筆記試験	16
第 4 章	その他	17
第 1	個人情報保護方針	17
第 2	実技試験会場	18
第 3	筆記試験会場	20
	実地習練証明書	21

第1章 試験の概要

第1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための留意事項

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、次の事項を遵守してください。

- (1) マスクを、鼻や口を覆うよう常時正しく着用すること。
- (2) 設置されている消毒薬により、適宜、手指消毒を行うこと。
- (3) 試験会場内及び試験会場周辺において密集しないこと。
- (4) 会話はできるだけ控えること。
- (5) 担当者の指示に従うこと。

2 次の状態にある人は受験ができません。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患している人
- (2) 発熱（37.5℃以上）など新型コロナウイルス感染症の症状発熱を有している人
- (3) 濃厚接触者

第2 実技試験

1 開始日

令和4年8月1日（月曜日）から

2 試験地

秋田県、栃木県、富山県、長野県、岐阜県、滋賀県、和歌山県、徳島県、香川県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県を除く各都道府県で実施

3 試験課目

理容実技（カッティング、シェービング、顔面処置及び整髪並びに衛生上の取扱い）

第3 筆記試験

1 日 時

令和4年9月4日（日曜日） 午後0時50分集合
（終了予定時刻は午後3時）

2 試験地

次の13都道府県で実施

北海道、岩手県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

3 試験課目

関係法規・制度及び運営管理、衛生管理（公衆衛生・環境衛生、感染症、衛生管理技術）、保健（人体の構造及び機能、皮膚科学）、化粧品化学、文化論及び理容技術理論

第4 試験の一部免除

1 第45回試験結果による一部免除

第45回理容師国家試験で、実技試験又は筆記試験のいずれかに合格した人は、申請により第46回理容師国家試験で、その合格した試験が免除されます。

2 美容師免許所持による筆記試験の一部免除

美容師免許を受けている人は、申請により筆記試験のうち理容技術理論を除く部分が免除されます。

第5 合格発表

1 日 時

令和4年9月30日（金曜日）午前9時

2 発表の方法

合格者の受験番号をセンターに掲示します。

また、センターのホームページ（<https://www.rbc.or.jp>）で受験番号を入力することにより合否を確認できます。

3 試験結果の通知

試験結果の通知書は、受験申込者全員を対象に合格発表日に発送します。

なお、10月7日（金曜日）までに届かなかった場合には、最寄りの郵便局に郵便物の配達状況を確認した後に10月21日（金曜日）までにセンターへ連絡してください。

第2章 受験の手続き等

第1 受験資格

理容師法に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の指定した理容師養成施設に平成10年4月1日以降に入所し、所定の課程を修めた人、又は、同施設に平成10年3月31日以前に入所し、所定の課程を修めた後、平成14年3月31日までに1年以上の実地習練を行った人

第2 受験の申込方法

1 提出書類

受験願書に次の書類を添付してください。

- ① 写真
- ② 受験資格を証明する書類（詳しくは6頁参照）
- ③ 受験料払込の証明書

2 提出方法

提出書類は、受験案内等が入っていた水色の封筒に、出願者の住所及び氏名を記入し、令和4年5月30日（月曜日）までに郵便局窓口から簡易書留によりセンターへ郵送してください（当日消印有効）。

なお、簡易書留で郵送した際の「簡易書留郵便物受領証」は、郵便物の追跡のために必要となりますので、受験票が届くまで大切に保管してください。

3 受験票の交付

受験票は、受験願書に記載されている「受験票等送付先」へ、令和4年7月1日（金曜日）に発送します。

受験票には、受験番号、試験会場、試験日時等、受験に必要な事項を記載していますので紛失しないよう大切に保管し、試験当日に必ず持参してください。

なお、受験願書を提出したにもかかわらず、令和4年7月7日（木曜日）までに受験票が届かない場合は、最寄りの郵便局に郵便物の配達状況を確認した後に7月19日（火曜日）までにセンターに連絡してください。

（電話03-5579-6875）

4 提出書類の留意事項等

(1) 受験願書

受験願書が「第46回理容師国家試験受験願書」であることを確認し、「**受験願書記入例**」を参考に楷書で正確に記入してください。

① 受験票等送付先

受験票及び試験結果の通知書は受験願書に記載した「受験票等送付先」に郵送しますので、番地やマンション名等、**確実に届くよう正確に記入**してください。

送付先が勤務先や下宿又は寄宿の場合は宛名に「○○○サロン内」や「○○様方」と付記してください。

② 在学中又は卒業した養成施設

受験資格を証明する書類に記載されている在学中又は卒業した養成施設名を記入してください。

また、卒業する(した)年月を記入してください。

③ 手話又は介助

聴覚障害による手話通訳や負傷等のため特に配慮を必要とする場合は、該当する項目の番号を○で囲んでください。なお、「3 歩行困難等」の場合は余白に状況を記入してください。

また、身体に障がい等があり、受験時に特別な措置を希望する人は、事前にセンターに申し出てください。(電話03-5579-6875)

なお、申し出た内容によっては、希望する措置が認められない場合があります。

④ 第45回試験結果による一部免除の有無

第45回理容師国家試験で、実技試験又は筆記試験のいずれかに合格し、その合格した試験の免除を申請する場合は、免除申請する試験の番号を○で囲み、合格証明書に記載されている合格番号を記入してください。

⑤ 美容師免許所持者の免除の有無

美容師免許を受けている人で、筆記試験のうち理容技術理論を除く部分の**免除を申請する場合は、「12 美容師免許所持者の免除申請」の欄の美容師免許登録者の該当する番号を必ず○で囲み、美容師免許証に記載されている免許登録番号を記入**してください。

(2) 写 真

受験願書提出日前6か月以内に撮影し、次の規格に適合する写真を受験願書の「写真貼付欄」に貼り付けてください。

なお、写真の裏面には「氏名」と「生年月日」を記入してください。

撮影にあたっては試験当日、本人確認ができないおそれのある髪型や化粧をしないでください。

① 写真のサイズ

縦4.5cm×横3.5cm（パスポートサイズ）のもの

② 撮影方法

脱帽、正面で、背景は無地の白色又は淡い色とし、撮影イメージのように襟元より上を撮影したもの

③ 使用できない写真

次に該当する写真が貼付されている場合は、受験願書を受け付けませんので留意願います。

ア サイズ又は撮影方法が上記条件に適合していないもの

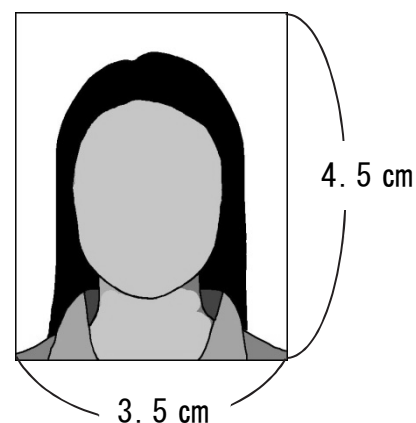
イ サングラスをかけているもの

ウ 髪が顔面を覆っているもの

エ 不鮮明なもの、変色したもの、影があるもの

オ スナップ写真で本人以外の人物や景色が写っているもの

(撮影イメージ)



(3) 受験資格を証明する書類

次の①～⑥に分類した受験資格のうち、自分が該当する区分に定められた提出書類を「提出書類貼付台紙」に貼り付けてください。

区 分	提出する書類
① 令和4年9月に卒業予定の人	<p>卒業見込証明書</p> <p>※ 卒業後、卒業証明書を令和4年9月16日(金曜日)午後4時までにセンターに必着するよう、簡易書留で郵送すること。</p> <p><u>なお、卒業証明書が期限内に到着しなかった場合は、理由の如何にかかわらず当該試験の受験は無効となります。</u></p> <p>《卒業証明書の送付先》 〒135-8507 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 卒業証明書係 行</p>
第45回試験を受験した人	<p>② 卒業証明書を提出しなかったため、試験が無効となった人</p> <p>卒業証明書</p> <p>※ 卒業証明書は、養成施設が発行した原本を貼付してください。</p> <p>なお、原本であっても「卒業証書」は使用できません。</p> <p>(以下卒業証明書について同じ)</p>
	<p>③ 不合格だった人又は欠席した人</p> <p>第45回理容師国家試験の試験結果通知書 (紛失の場合は下記の④から⑥へ)</p>
その他の人	<p>④ 第1回(平成12年)～第44回試験の合格証明書又は試験結果通知書を持っている人 (受験資格がないと通知された人は対象外です。)</p> <p>第1回(平成12年)～第44回理容師国家試験の合格証明書又は試験結果通知書</p>
	<p>⑤ 平成10年4月1日以降に養成施設に入所し、試験結果通知書を持っていない人</p> <p>卒業証明書</p>
	<p>⑥ 平成10年3月31日以前に養成施設に入所し、平成14年3月31日までに1年以上実地習練を行っている人で、第1回以降の試験結果通知書を持っていない人</p> <p>卒業証明書及び実地習練証明書</p> <p>※ 実地習練証明書は21頁を切り取って使用してください。</p>

(注) 実技試験又は筆記試験のみを受験する人は、合格番号の記入は必要ですが、第45回理容師国家試験の筆記試験合格証明書又は第45回理容師国家試験の実技試験合格証明書の提出は必要ありません。

(4) 受験料払込の証明書

- ① 受験料は受験区分により異なりますので、この受験案内に同封されている「払込取扱票」を使用して次の受験区分により指定された金額を郵便局で払い込んでください。
- ② 受験料を払い込んだ証明として、郵便局から受け取った「振替払込請求書兼受領証」又は「ご利用明細票」の原本を「提出書類貼付台紙」に貼り付けてください。

実技試験及び筆記試験の両方を受験する場合	25,000円
試験の一部免除により実技試験のみ受験する場合	12,500円
試験の一部免除により筆記試験のみ受験する場合	12,500円

(5) 第45回理容師国家試験の受験辞退申出書を提出した人

第45回理容師実技試験、筆記試験又はその両方の試験を受験辞退申出書により辞退した人は、第46回理容師国家試験の一部又は全部の受験料が免除されますので、「提出書類貼付台紙」の「第45回理容師国家試験の受験辞退申出書を提出した」のチェック欄に✓を記入してください。

なお、第44回理容師実技試験、筆記試験又はその両方の試験を受験辞退申出書により辞退し、かつ、第45回理容師実技試験、筆記試験又はその両方の試験においても受験辞退申出書により辞退した場合は、当該試験の受験料は免除されません。

5 受付しない受験願書

次に該当する受験願書は受付しないで、返却します。

- (1) 消印が令和4年5月31日（火曜日）以降のもの
- (2) 願書の記入漏れや提出書類に不備があるもの
- (3) 受験料の振込額が不足しているもの
- (4) 郵便料金が不足しているもの

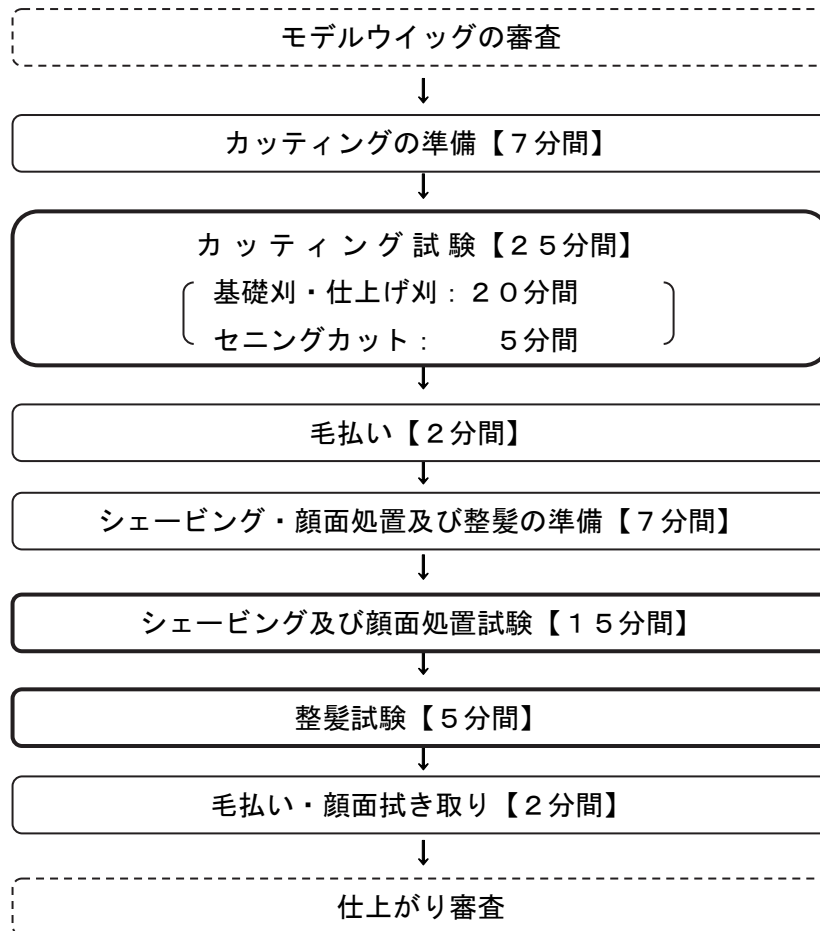
6 その他留意事項

- (1) 受験願書受付後の提出書類の返却、受験料の返還並びに受験地及び「12 美容師免許所持者の免除申請」の変更はできません。
- (2) 受験願書提出後に転居した場合は、郵便物が確実に転送されるよう、郵便局のホームページ又は窓口で「転居届」の手続きを必ず行ってください。
- (3) 受験者氏名についてコンピュータ処理できない文字の場合は、類似の代替文字又はカタカナにより表記します。

第3章 試験の条件

第1 実技試験

1 試験の流れと作業時間



【準備作業等の進め方】

(1) モデルウィッグの審査

準備作業の前にモデルウィッグの規格適合状況及び禁止事項の有無について審査を行いますので、モデルウィッグだけを机の上に置くこと。

(2) カッティングの準備

- ① はじめに汚物入及び除菌用ウェットティッシュだけを取り出し、汚物入を作業のしやすい位置にセットすること。
- ② 汚物入のセット後、直ちに除菌用ウェットティッシュにより手指消毒を行うこと。
- ③ 全技術共通の用具類及びカッティング技術に使用する用具類だけを取り出し、モデルウィッグ用取付金具を作業机に取り付け、モデルウィッグのセット並びに頭髪の濡らし及び梳かしを行うこと。

なお、カッティング作業に使用しない用具類は、机の上に置かないこと。

(3) シェービング・顔面処置及び整髪の準備

カッティング技術だけで使用する用具類はカバン等に収納し、シェービング・顔面処置及び整髪技術で使用する用具類を所定の場所に置くこと。なお、シェービング用毛取り紙は机上の適宜の場所で管理すること。

また、消毒済器具皿が、カットした毛髪等により汚れている場合は、汚れを除菌用ウェットティッシュで拭き取ってから、所定の用具類を納めること。

2 持参品

実技試験には、次のものを持参すること。

- (1) 受験票
- (2) 上履き（受験票に持参を指示されている場合のみ）
- (3) 用具類

実技試験に必要な用具類の名称、数量、規格及び処理事項は「持参用具一覧」のとおりですが、次の事項を遵守すること。

- ① 持参用具一覧に記載された用具類はすべて持参すること。
なお、一覧に示した数量は最低限必要な数量であり、それぞれの用途に十分対応できる量を持参すること。
- ② 用具類は、消毒済で清潔なものであること。
- ③ 規格に適合しない用具類は持参しないこと。
- ④ モデルウィッグ及び用具類には、氏名、学校名又は店名を表示しないこと。
なお、これらを容易に剥がすことができるテープ等で覆っている場合、又はインク等で消しているが内容が判別できる場合は、規格不適合となります。

【持参用具一覧】

① 全技術共通の用具類

名 称	数 量	規 格 及 び 処 理
作業衣	1着	・ 白色又は淡色のもので上半身の衣服全体を覆うもの
マスク	1枚	・ 白色又は淡色で無地のもの
モデルウィッグ	1体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理容師実技試験用標準仕様適合シール（12頁参照）が貼られているもの ・ 作業の目安となるもしくはそのおそれのある植毛、脱毛、染毛、毛髪の切断又はマーキング等による一切の加工もしくは処理がされていないもの ・ 毛髪は、許容範囲以内での長さの調整以外の梳き刈等による毛量調整、水もしくは化粧品の塗布、薬液処理又はアイロン技術等の事前処理を行っていないこと(注1)
モデルウィッグ用取付金具	1個	(注2)
器具皿	2枚	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック製又は金属製のもの ・ 不透明で毛髪の付着等が容易に確認できるもの(注3) ・ 作業中に見やすい位置に「消毒済」及び「使用中」と表示すること
セットコーム	1本	
スプレーヤー	1個	・ 水が入っているもの
除菌用ウェットティッシュ	適量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質表示の成分欄に「エタノール」と明記されていることが外見から確認できるもの ・ ペーパーが乾燥していないもの ・ 「消毒薬」と表示すること
汚物入用透明ビニール袋	1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透明で無色又は淡色のもの ・ 「汚物入」と表示すること(注4)
救急ばんそうこう	適量	

注1 毛髪の長さの調整の許容範囲は次のとおりとする。

- ① フロント、トップ及びクラウンの毛髪の調節後の長さが10cm以上であること。
- ② ネックライン及びネープの毛髪の調節後の長さが2.5cm以上であること。
- ③ ネックシェービング部及び顔面部の毛髪の調節後の長さは2mm以上であること。

注2 作業機に取り付け可能なもので、モデルウィッグの高さが不足する場合は、ジョイントを使用すること。

注3 「不透明」とは、机上の汚れと器具皿の汚れが容易に区別できる程度のものであること。

注4 汚物入用透明ビニール袋の大きさは、使用済の除菌用ウェットティッシュ、タオル及び紙くず等を十分収納することができるものであること。

② カット技術の用具類

名 称	数 量	規 格 及 び 処 理
エレクトリッククリッパー	1台	・ コードレス式で刃の厚さが2mmの固定刃のもの
カッティングシザーズ	1丁	
セニングシザーズ	1丁	
カッティングコーム	2本	・ 目の粗いもの(基礎刈用)及び細かいもの(仕上げ刈用)を各1本
カッティングブラシ	1個	
毛払いブラシ	1個	
器具ブラシ	1個	
乾燥タオル	2枚	・ 白色又は淡色で無地のもの ・ 「消毒済」と表示した透明なビニール袋に収納すること(注)

注 乾燥タオル及び濡れタオルは、目印用の中央線が入っていても無地とみなします(以下同様)。

③ シェービング・顔面処置及び整髪技術の用具類

名 称	数 量	規 格 及 び 処 理
シェービングカップ	1個	
シェービングブラシ	1個	
シェービング用石けん	適量	・ ふた付き容器に入れて持参すること
替刃式レザ	1丁	・ 西洋レザー型又は日本剃刀型とする ・ 予備の替刃を持参する場合は、替刃ホルダー(替刃ケース)に収納し、消毒済器具皿で常時管理すること
レザー拭き用ティッシュペーパー	適量	
顔面処置用乳液	適量	・ 別容器に詰め替えないこと
濡れタオル	2枚	・ 白色又は淡色で無地のもの ・ 「消毒済」と表示した透明なビニール袋に収納すること
シェービング用毛取り紙	適量	
固形ヘアワックス	適量	・ 別容器に詰め替えないこと
セット用ブラシ	1本	
乾燥タオル	2枚	・ 白色又は淡色で無地のもの ・ 「消毒済」と表示した透明なビニール袋に収納すること

<参考> 理容師実技試験用モデルウィッグ標準仕様

実技試験に使用するモデルウィッグは、標準仕様が定められており、これに適合したのものには、次のいずれかの型式番号及び会社名が表示された「理容師実技試験用標準仕様適合シール」が貼付されています。

標準仕様に適合していないモデルウィッグ及び標準仕様に適合しているモデルウィッグであっても、適合シールが貼付されていないものは使用することができません。

型式番号	会社名
R-001	株式会社 レジーナ
R-002	株式会社 ビューラックス
R-003	株式会社 三矢
R-005	株式会社 オカセン
R-007	株式会社 アデランス (旧フォンテーヌ 株式会社)
R-008	株式会社 レジーナ
R-009	有限会社 ロータス
R-010	株式会社 オカセン
R-011	株式会社 ユーカリジャパン
R-012	株式会社 ユーロプレステージ

3 技術の条件

(1) カットिंग

- ① スタイルは、基礎刈・仕上げ刈及びセニングカットによるミディアム分髪スタイルとすること。
- ② 頭髪は、頭部全体で2cm以上刈ること。
- ③ クリッパーラインは、後頸髪際から1cm以上とし、クリッパーで2mmに刈ること。
- ④ クリッパーは、後頸髪際以外に使用しないこと。
- ⑤ クリッパーは、ぼかし作業開始後は使用しないこと。
- ⑥ クリッパーラインは、線が目立たないようにぼかすこと。
- ⑦ 接合部の位置は、ミディアムヘアの範囲とし、形状は左右対称の曲線で段にならないように処理すること。
- ⑧ 面を形成する髪際部、短髪部及び長髪部は、凹凸や段が残らないように処理すること。
- ⑨ もみあげは、目尻からの水平線と耳の中心をとる水平線の範囲内で左右対称となるよう水平にカットすること。
- ⑩ 接合部以上の長髪部位にセニングシザーズを用いてセニングカットを行い、自然な仕上がりとなるように毛量を調整すること。

(2) シェービング及び顔面処置

- ① ネックシェービング、フェイスシェービング及び顔面処置を行うこと。

- ② シェービングは1回剃り(ワンシェービング)とすること。
- ③ 逆剃りは行わないこと。
- ④ 前額部及び後頸部のシェービングは行わないこと。
- ⑤ 濡れタオルによるてん包、密着及び清拭の全ての技法を用いること。
- ⑥ 乳液の塗布、マッサージ及び拭き取りを行うこと。

(3) 整 髪

- ① スタイルは、左サイドに7：3の分髪線のあるミディアムスタイルとする。
- ② 固形ヘアワックスを使用し、ソフトに仕上げること。
- ③ 作業終了後は、顔面及び頸部に付着した毛髪を拭き取ること。

4 衛生上の取扱い試験

理容の基礎的技術を行うにあたっては、次の衛生上の取扱いに関する事項を遵守すること。

(1) 身体に関すること

- ① 頭髪は清潔にしていること。
- ② 長めの頭髪は作業の妨げにならないように適切に処置していること。
- ③ 手指は清潔にしていること。
- ④ 手指に傷やアカギレ等がある場合は、作業に支障のないようゴム手袋又は指サック等で適切に処置をしていること。

なお、準備時間内で行う手指消毒は、ゴム手袋又は指サック等を装着したまま行い、仕上がり審査終了後まで外さないこと。

- ⑤ 爪は1mm以下に切りそろえ、清潔にしていること。
ただし、ケガ等の特別の理由により、これによることができない場合は、衛生実技試験委員が手指の審査をする際に申し出ること。
- ⑥ 爪に濃色マニキュア、ペインティング又は付け爪等はしないこと。

(2) 服装に関すること

- ① 作業衣は、清潔なもので、毛髪等が上半身の衣服に付着しないよう、正しく着用すること。
- ② 作業衣からサポーターや包帯等を露出させないこと。
ただし、治療等の特別の理由により、これによることができない場合は、衛生実技試験委員が手指の審査をする際に申し出ること。
- ③ 衣服は、清潔で作業のしやすいものを着用し、タイトスカート等、足の動きを制限するもの、大きな破れ・裂け目のあるズボン、膝が露出する長さ又は裾が床面に接触するズボン又はスカートは着用しないこと。
- ④ マスクは、鼻や口を覆うよう常時正しく着用すること。
- ⑤ 履物は、安全な作業に適したもので、毛髪が足の甲に付着しにくい衛生面に配慮したものを正しく履き、厚底靴、ハイヒール、サンダル及びスリッパは履かないこと。
- ⑥ 手指及び腕には、時計並びに指輪及び腕輪等の装飾品を装着しないこと。
- ⑦ ネックレス等の装飾品は、作業衣から露出させないこと。

(3) 準備時間中の遵守事項

- ① 各課題に必要な用具類は、それぞれの準備時間中にすべて出すこと。
- ② 毛髪の濡らし及び梳かしの作業は、手指消毒後に行うこと。
- ③ カット作業により、毛髪等が付着した消毒済器具皿は、汚れを拭き取ってからシェービングに必要な消毒済器具を収納すること。

(4) 準備及び課題作成作業共通の遵守事項

- ① 試験室内では、図書や書類をすべてカバンに収納し、閲覧しないこと。
- ② 試験委員又は試験監督員の指示に従い、作業の開始及び終了の合図を遵守すること。
- ③ 着用していないマスクは、作業衣又は衣服のポケットで管理すること。
- ④ 作業机には指示された用具類及び腕時計以外は置かないこと。
なお、腕時計のタイマー機能等は使用しないこと。
- ⑤ 用具類は、貸借をしないこと。また、他の受験者の用具類は一切使用しないこと。
- ⑥ 未使用のコーム、シザーズ及びレザーは消毒済器具皿に納め、準備時間中を含め、一旦使用したものは、使用中器具皿に納めること。
なお、カッティングで使用したものを次のシェービング等の課題で引き続き使用する場合も、使用中器具皿に納めること。
また、替刃ホルダー（替刃ケース）は消毒済器具皿で常時管理すること。
- ⑦ クリッパー、カッティングブラシ、毛払いブラシ、器具ブラシ及びセット用ブラシは、器具皿とみなす乾燥タオルの上で皮ふに接する部分がタオルに触れないよう管理し、一旦使用したのも同様に管理すること。
- ⑧ シェービングブラシは、シェービングカップで管理すること。
- ⑨ 管理方法が定められていない用具類は、作業機の適宜の場所に置き、器具皿及び器具皿とみなす乾燥タオルの上には置かないこと。
- ⑩ 乾燥タオルは、クリッパー、カッティングブラシ、毛払いブラシ、器具ブラシ及びセット用ブラシの管理、顔面処置及び顔面の拭き取り並びに手指の拭き取りに限定し、その他の目的では使用しないこと。
- ⑪ 手指の拭き取りに使用したタオルは作業が終了するまで机上に直接置いて管理することとし、作業終了後、指示に従って汚物入に収納すること。
- ⑫ 乾燥タオル及び濡れタオルは、使用後ただちに汚物入に収納すること。
- ⑬ 汚物入には、使用済の除菌用ウェットティッシュ、使用済の乾燥タオル、使用済みの濡れタオル、タオル収納用ビニール袋、使用済のシェービング用毛取り紙、使用済のレザー拭き用ティッシュペーパー、救急ばんそうこの包装紙及び使用済の救急ばんそうこうを収納し、その他の用具類を収納しないこと。
- ⑭ タオル類以外の用具類を床に落下させ、これを再使用するときは、落下の理由の如何にかかわらず除菌用ウェットティッシュで消毒後、手を挙げて衛生実技試験委員に対し「衛生委員」と大きな声で呼びかけ、「落としましたが消毒しました。」と告げ、衛生実技試験委員の許可を得て再使用すること。
なお、再使用をしない場合は、床に放置したままにし、試験終了後に試験監督員の指示に従って処理すること。
- ⑮ 乾燥タオル・濡れタオルを床に落下させた場合は、汚物入に収納し、再使用しないこと。

(5) 課題作成作業中の遵守事項

- ① モデルウィッグは、人体と同じように丁寧に扱い、不自然な角度による作業及び雑な取扱いをしないこと。
- ② 用具類の追加取り出しを行わないこと。
- ③ けがをしたときは、その程度により乾燥タオルを使用して傷口を抑え、除菌用ウェットティッシュで血液を拭き取り、救急ばんそうこうで止血処置をすること。
なお、作業を継続する場合は、モデルウィッグ、器具皿及び器具皿で管理する用具類に付着した血液を除菌用ウェットティッシュで拭き取ること。
- ④ 他の受験者と会話をしたり、話しかけたりしないこと。

- ⑤ 他の受験者に迷惑となる接触、作業機の揺らし及び音出し等を行わないこと。
 - ⑥ 作業中は、膝や衣服を床面に接触させないこと。
- (6) 課題作成終了後の遵守事項
- ① けがによる出血により、モデルウィッグ、器具皿及び器具皿で管理することとなっている用具類に血液が付着している場合は、除菌用ウェットティッシュで拭き取ること。
 - ② 審査が終了するまで、机に出ている用具類はカバン等にしまわないこと。

5 受験に際しての留意事項

- (1) 試験当日は、受験票に記載された集合時刻までに実技試験会場の受験者控室に入室し、作業衣に着替えて、トイレ及びスプレヤーの水補給等の準備を済ませておくこと。
- (2) 集合時刻に遅れ、受験者が受験者控室から試験室へ移動開始後に到着した場合は、遅刻の理由の如何にかかわらず受験することができません。
- (3) 受験票に記載されている試験会場以外で受験することはできません。
- (4) 受験票を忘れた場合又は紛失した場合は、試験会場内の試験事務局で受験票の再発行手続きを行うこと。
- (5) 受験者以外の方は、障害者等の介助者を除き試験室に立入ることはできません。
- (6) 試験会場には電話による問合せをしないこと。
- (7) 試験会場へは電車、バス等の公共交通機関を利用すること。
- (8) 試験会場及び近隣の迷惑にならないように、良識のある行動をとること。

第2 筆記試験

1 試験の進め方

- ① 指定された試験室に午後0時50分までに入室し、試験に関する注意事項等の説明の後、午後1時20分から試験を開始し、午後3時に終了します。
- ② 美容師免許を受けている人で、申請により筆記試験のうち理容技術理論のみ受験する人は、指定された試験室に午後1時50分までに入室し、試験に関する注意事項等の説明の後、午後2時20分から試験を開始し、午後3時に終了します。

2 持参品

- ① 受験票
- ② HBの鉛筆又はシャープペンシル
- ③ プラスチック製の消しゴム

3 試験中の留意事項

- (1) スマートフォン、スマートウォッチ（通信、計算、メモ等の機能がある時計）、携帯電話、通信機器、タブレット等情報提供機能のある一切の電子機器は、電源を切りカバン等に収納すること。
- (2) 試験室では、鉛筆、シャープペンシル、消しゴム及び腕時計以外はカバン等に収納すること。
なお、腕時計は、アラーム等の音が鳴らないようにすること。
- (3) 次のような行為を発見したときは、試験を無効とし、直ちに試験会場から退去してもらいます。
 - ① 他の受験者の試験問題又はマークシートを見た場合
 - ② 他の受験者と会話をした場合
 - ③ 教科書、参考書、ノート、メモ等を出した場合
 - ④ 禁止されている電子機器がカバン等に収納されていない場合
 - ⑤ 時計や電子機器等のアラーム等が鳴った場合
 - ⑥ マークシートを試験室から持ち出した場合
 - ⑦ 試験問題を試験時間中に試験室から持ち出した場合
 - ⑧ 試験時間中に許可なく試験室から出た場合
 - ⑨ 試験監督員の指示に従わなかった場合

4 受験に際しての留意事項

- (1) 試験当日は、受験票に記載された集合時刻までに試験室に入室すること。
なお、受験票に記載されている試験会場以外で受験することはできません。
- (2) 遅刻した場合、試験開始後1時間までは受験することができますが、試験開始後1時間以上遅れた場合は、理由の如何にかかわらず受験することはできませんので、自然災害や突発事故による、交通機関の遮断や遅延等の不測の事態に備え、集合時刻までに到着できるように時間には十分な余裕をもって行動してください。
なお、美容師免許を受けている人で、申請により筆記試験のうち理容技術理論のみ受験する人は試験開始後20分以上遅れた場合は、受験することはできません。
- (3) 受験票を忘れた場合又は紛失した場合は、試験会場内の試験事務局で受験票の再発行手続きを行うこと。
なお、筆記用具の貸し出しは行っていませんので、各自で持参すること。
- (4) 受験者以外の方は、障害者等の介助者を除き試験室へ立入ることはできません。
- (5) 試験会場には、電話による問合せをしないこと。
- (6) 試験会場へは電車、バス等の公共交通機関を利用すること。
- (7) 筆記試験の開始後は、試験室から途中退出することはできません。
- (8) 試験会場及び近隣の迷惑にならないように、良識のある行動をとること。

第4章 その他

第1 個人情報保護方針

センターは、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の収集

センターは、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

2 個人情報の利用目的

(1) センターは、個人情報を、取得の際に示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

(2) センターは、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者に対して厳正な調査を行なったうえ、秘密を保持させるために、適正な指導、監査を行います。

3 個人情報の提供について

センターは、法令に定める場合及びあらかじめ公表を前提としている場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

4 個人情報の管理について

(1) センターは、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。

(2) センターは、個人情報の紛失、破壊、改ざんに対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

(3) センターは、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等により漏洩させません。

5 個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等について

センターは、本人が自己の情報について、開示、訂正、利用停止、消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求があった場合には、速やかに対応します。

6 組織・体制について

(1) センターは、個人情報保護管理者を任命し、個人情報の適正な管理を実施します。

(2) センターは、役員及び職員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法について周知し、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底します。

7 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定・実施について

センターは、この方針を実施するため、個人情報保護コンプライアンス・プログラム（本方針及び個人情報保護規程、その他の規程、規則を含む。）を策定し、これをセンター職員その他関係者に周知徹底させます。

第2 実技試験会場

試験地	会場名	所在地
北海道	北海道美容専門学校	札幌市中央区南三条西10丁目1004-3
青森県	青森県ビューティー&メディカル専門学校	青森市久須志1-45-2
岩手県	盛岡ヘアメイク専門学校	盛岡市盛岡駅前北通12-31
宮城県	仙台ヘアメイク専門学校	仙台市青葉区中央3-4-8
山形県	山形美容専門学校	山形市薬師町1-4-25
福島県	郡山ヘアメイクカレッジ	郡山市笹川三丁目53-1
茨城県	茨城理容美容専門学校	石岡市府中1-2-13
群馬県	群馬県理容専門学校	前橋市南町3-61-5
埼玉県	埼玉県理容美容専門学校 浦和校舎	さいたま市浦和区常盤5-9-1
千葉県	東洋理容美容専門学校 1号館	千葉市中央区春日2丁目18番6号
東京都	中央理美容専門学校	新宿区下落合2-3-16
神奈川県	横浜fカレッジ	横浜市西区北幸1-2-7
新潟県	国際ビューティモード専門学校	新潟市中央区花園1-1-12
石川県	石川県理容美容専門学校	金沢市三社町11-23
福井県	福井県理容美容専門学校	吉田郡永平寺町松岡兼定島34-3-2
山梨県	山梨県美容専門学校	甲府市緑が丘2-13-36
静岡県	静岡県美容専門学校	静岡市葵区春日2-4-10
愛知県	美容あいち会館	名古屋市中区上前津2-10-28
三重県	ミエ・ヘア・アーティストアカデミー	四日市市羽津中2-5-19
京都府	京都理容美容専修学校	京都市南区久世上久世町404-2
大阪府	NRB日本理容美容専門学校	大阪市生野区鶴橋1-6-34
兵庫県	神戸理容美容専門学校	神戸市兵庫区駅前通1-3-28
奈良県	橿原美容専門学校	橿原市曾我町915-1
鳥取県	鳥取県理容美容専門学校	鳥取市南吉方1丁目71-3
島根県	松江理容美容専門大学校	松江市西津田2丁目15-5
岡山県	岡山県理容美容専門学校	岡山市北区大元2丁目6-5
広島県	マインドビューティーカレッジ	広島市中区大手町3丁目8-11
山口県	山口県理容美容専門学校	山口市小郡長谷1丁目5-30
愛媛県	愛媛県美容専門学校	松山市小栗6-1-26

試験地	会場名	所在地
高知県	高知理容美容専門学校	高知市中万々85-3
福岡県	福岡美容専門学校 福岡校	福岡市中央区荒戸2-3-12
佐賀県	アイ・ビービューティカレッジ	佐賀市伊勢町4-4
熊本県	熊本県婦人会館	熊本市中央区水道町14-21
鹿児島県	鹿児島県美容生活衛生同業組合(専門学校)	鹿児島市鴨池2-4-6

(注) 試験会場は、都合により変更することがあります。

第3 筆記試験会場

試験地	会場名	所在地
北海道	北海道美容専門学校	札幌市中央区南三条西10丁目1004-3
岩手県	盛岡ヘアメイク専門学校	盛岡市盛岡駅前北通12-31
宮城県	東北福祉大学 仙台駅東口キャンパス	仙台市宮城野区榴岡2丁目5番26号
東京都	東京流通センター	大田区平和島6-1-1
	TFT(東京ファッションタウン)ビル東館9階	江東区有明3-6-11
石川県	石川県理容美容専門学校	金沢市三社町11-23
愛知県	中日美容専門学校 2号館	名古屋市中村区名駅南4丁目11番47号
大阪府	大阪経済大学	大阪市東淀川区大隅2-2-8
岡山県	岡山商科大学	岡山市北区津島京町2丁目10-1
広島県	マインドビューティーカレッジ	広島市中区大手町3丁目8-11
愛媛県	リジェール松山	松山市南堀端町2番地3 JA愛媛
福岡県	リファレンス駅東ビル	福岡市博多区博多駅東1丁目16-14
鹿児島県	鹿児島大学 共通教育棟 3号館	鹿児島市郡元一丁目21-24
沖縄県	沖縄県青年会館	那覇市久米2-15-23

- (注) 1 試験会場は、受験票で必ず確認してください。
 2 試験会場は、都合により変更することがあります。

実地習練証明書

実地習練者	氏名及び生年月日	昭和 年 月 日生		
	現住所	(方)		
実地習練開始届出の保健所名	保健所名	保健所		
実地習練期間	開始年月日	年 月 日	習練日数	日
	終了年月日	年 月 日		
実地習練場所	店名			
	所在地	電話 ()		
実地習練概要	年 月から (内容)			
	年 月まで			
	年 月から			
	年 月まで			
	年 月から			
	年 月まで			
	年 月から			
	年 月まで			
上記のとおり実地習練を行ったことを証明します。				
令和 年 月 日				
開設者住所				
氏名				
電話 ()				
Ⓜ				

（切り取って使用してください）

- (注) 1 実地習練場所が2か所以上にわたり、かつ開設者が異なる場合は、開設者ごとの証明が必要です。必要枚数分コピーして使用してください。
- 2 この証明書は、必ず理容所の開設者が証明すること。
- 3 開設者が法人の場合は、代表者印とすること。
- 4 訂正箇所には、必ず訂正印を押すこと。
- 5 この証明書の内容に虚偽の記載があったときは、試験を無効とすることがあります。